

教育課程連携協議会報告書
(2021年度実施)

学習院大学法科大学院

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

活動記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

<評価報告書>

各委員の評価 市 村 陽 典・・・・・・ 3

大 橋 正 春・・・・・・ 9

小早川 光 郎・・・・・・ 15

令和4年3月3日 教育課程連携協議会 議事概要・・・・ 20

令和3年度 教育課程連携協議会報告書

はじめに

令和3年度の教育課程連携協議会は、前年度から引き続き、市村陽典、大橋正春、小早川光郎の3名の学外委員に、若松良樹、神前禎を加えた5名で活動を行った。

学外委員をお願いした先生方には、令和3年12月14日に本法務研究科に実地調査にお越しいただき、授業参観、施設見学、教員との面談、意見聴取等を行っていただいた。さらに、お送りした学生アンケートの結果を踏まえ、外部委員報告書を作成していただいた。

以上を踏まえ、令和4年3月3日に、zoomにより教育課程連携協議会を開催し、外部委員の先生方から改めてご意見ご指摘を賜り、若干の意見交換を行った。

これら、令和3年度の教育課程連携協議会の活動を、活動記録、学外委員の訪問調査報告書、教育課程連携協議会の議事概要の順にまとめたものがこの報告書である。

令和4年3月29日
学習院大学法務研究科教育課程連携協議会
神前 禎

令和3年度 教育課程連携協議会 活動記録

●学外委員3名による訪問調査

令和3年12月14日（火）12：45～16：30

- ・3時限目授業参観/「刑事司法政策論」高橋先生
「民事訴訟法2」川神先生
- ・施設見学/模擬法廷教室、法経図書センター、自習室
- ・4時限目授業参観/「商法2」神田先生
- ・教員との面談
- ・学生へのアンケート結果報告（調査期間延長のため途中経過）
- ・結果説明・意見聴取等

●学外委員による学生へのアンケートの実施

令和3年12月9日（木）～令和4年1月10日（月）

●学外委員による訪問調査報告書提出

締切：令和4年1月31日（月）

●教育課程連携協議会

令和4年3月3日 学外委員3名、学内委員2名出席

議題1 訪問調査についての各委員からの報告

議題2 委員報告質疑応答

議題3 令和4年度カリキュラムについて

議題4 その他 今後の進め方

評価報告書

学習院大学法科大学院
教育課程連絡協議会学外委員
弁護士 市村陽典
(あさひ法律事務所)

第1 評価の前提

本報告書は、貴法科大学院（以下「本法科大学院」という。）から提供を受けた資料、昨年12月14日実施の授業・施設の参観、教員の方々との意見交換及び学生に対するアンケート結果に基づいて、学外者の立場から意見を述べるものである。

記載は、できる限り「2020(令和2)年度 学習院大学法科大学院自己評価書」（以下「自己評価書」という。）の記載に沿って記載することとしたが、関連の強い箇所については、一箇所にまとめて記載した。

第2 評価

1 本法科大学院の理念及び目的（自己評価書第1章関係）

本法科大学院の掲げる法曹養成の目的（「国民のための司法の担い手として活躍することのできる法曹の養成」「社会生活上の医師としての法曹を育成すること、法に基づき公正かつ合理的に紛争を解決することのできる法曹の養成」）及びこの目的実現のために「企業法務から一般民事、刑事事件に至る幅広い領域で活躍することが期待でき、また、弁護士、裁判官、検察官のいずれとしてもその職責を十分に果たすことができるオールラウンドな能力の涵養に力点を置（くこと）」は、本法科大学院の教育理念・目標としてふさわしい内容であり、これ自体について「特に改善を要する点は認められない。」とする自己評価書の認識は正当である。

一方、このような理念及び目的がどの程度実現しているかについてみると、現状は、決して満足できるようなものではないと考える。

本法科大学院の司法試験合格者数は、平成30年度までは2桁であったものが、令和元年から令和3年度まで5～6人に止まり、合格率も法科大学院全体と比べてかなり低い水準にある。

司法試験の合否はもとより受験生個人の努力や資質に左右される部分が大きく、多くの司法試験合格者を出すことが法科大学院の終局の目的ではないし、その数が直ちに当該法科大学院の評価につながるものではないことはいままでもないが、本法科大学院の掲げる上記の高い理念と目的を実現するためには、学生が法曹資格を得ることは必須の通過点であり、学生も法曹になることを第一に目標として入学したものであろうから、どれだけの者がこの通過点を越えたかは、上記の理念と目的の達成状況をみる上での重要な指標である。

この点については、自己評価書においても、「数字に現われたこれまでの司法試験の結果は、決して満足すべきものではない」という認識が示されているが、本法科大学院の理念及び目的を達成するためには、本法科大学院として可能な限りの改善をして結果に繋げる必要があると考える。

2 教育の内容及び方法（自己評価書第2章及び第8章関係）

(1) 授業について

昨年12月24日には、①「刑事司法政策論」、②「民事訴訟法2」、③「商法2」の各授業を見学させていただいた。①は対面授業、②と③はリモート形式の授業であったが、いずれも、懇切な資料を提供した上で丁寧で分かりやすい説明がされていた。例えば、②の授業では、明示的な一部請求であると認められるために必要な要件を学生に問い、当該学生の答えが十分でなければ、追加の質問を

して正しい理解に導くという時間をかけた丁寧な指導ぶりが印象的であった。いずれも、教員側の深い学識と懇切な資料準備の下に行われる質の高い授業であり、各講座の受講数が少数であるという本法科大学院の特徴も活かされている。

また、学生アンケートによれば、「本法科大学院の先生に望むことがありますか」という問に対しては、3分の2の学生が「特にない」と回答し、「法科大学院の授業を真面目に履修すれば司法試験に合格することは可能と思いますか」という問に対しては、大半の学生が「できる」と回答している。これらの結果からは、本法科大学院の教員とその授業は学生からの信頼を得ていると評価できる。

なお、敢えて言えば、上記の見学時の印象として、受講している学生が全体としておとなし過ぎるのではないかという点が気にかかった。

学生アンケートの結果によれば、本法科大学院のよいところとして「少人数であり、質問がしやすい」という点を挙げる者が多かったが、上記の授業においては、学生側の反応は総じておとなしく、積極的に教員に質問をしたり、1人の学生の意見に対して他の学生が別の意見を表明するというまでの活発な場面を見なかった。これは、外部者が見学していること、リモート形式の授業であること、本法科大学院の学生の性格が総じて「おとなしい」「控え目」であること（学生アンケートの結果）、あるいは、質問は講義の終了後でも行うことができるというような事情などの原因もあるかも知れないが、せつかく少人数であるのだから、講義時間中に、もう少し活発に発言する雰囲気があった方が、得るものが大きいのではないだろうか。

(2) 施設、設備及び図書館

本法科大学院には、学生数に比して十分な自習室及び図書室が備えられており、コピー、PC、LAN 接続による資料検索など各種の便宜が図られ、その利用時間帯も広い。

施設設備等の学習環境は、高いレベルで整備がされているものと評価できる。

(3) 司法試験において合格者が伸びない点について

ア 本法科大学院の掲げる高い教育理念と目的を達成するためには、法曹資格を得ることは必須の前提である。

しかし、上記のような質の高い授業が行われ、設備等の学習環境も充実しているにもかかわらず、司法試験において合格者が少ないのが現状である。

この点について、その原因と対策を考えることは本法科大学院にとって重要な課題であると考えるので、以下、この点についての私見を簡単に述べたい。

イ 本法科大学院に係る近年の司法試験の結果をみると、短答式の合格率では法科大学院全体の合格率と比べてさほど遜色がないのに、最終合格率においては法科大学院全体のそれと比べてかなり低いという現象がある。これは、学生が特に論文式の試験に苦戦しているということを示しているものと考えられる。

論文式試験で求められるのは、提示された事実関係の中にある問題の所在を的確につかみ、それに応じた法律構成を組み立てて正確に結論を導くことであり、そのことを文章として過不足なく表現する力も必要である。

自己評価書において、「司法試験は、法科大学院における教育の成果を確かめるための試験であり、自分の頭で事案を整理し、問題点を発見し、合理的で妥当な解決を導き出し、結論と根拠を的確に表現する能力を身につけているかどうかを試すものである。そのような力を培うことが結果的に新司法試験の合格実績につながるはずであり、本法科大学院としては、法律基本科目を中心に丁寧に時間をかけて個々の学生の能力向上に努めていく」（自己評価書第1章(3)(c)）としているが、その認識と改善の方向性は正しいものと考えられる。

ウ 問題は、上記の「自分の頭で事案を整理し、問題点を発見し、合理的で妥当な解決を導き出し、結論と根拠を的確に表現する能力を身につ（ける）」ための具体的な方策が十分かという点にある。

この点に関して、次の2つの点が気になるところである。

① 受講後に講義を復習して咀嚼する時間が不足していないか。

前述のように、懇切な資料が用意された高いレベルの双方向型の授業について行くためには、受講する前に相当の事前準備が必要であろうと推測される。自己評価書にも、「法科大学院の授業科目の履修に際しては、予習・復習や課題の提出などにきわめて多くの時間が必要であり、社会人でない学生であっても、時間的な余裕はないのが通常である（自己評価書第2章(3)(b)）」とあり、学生アンケートにおいても、1つの授業のために予習にあてる時間は、1年生は3時間、2年生は2時間から4・5時間、3年生は5時間という回答がこれに対応する。

それだけを見る限り、十分な時間をかけて授業に臨むということであるから肯定的に評価すべきであるが、他方で、一つの授業のために復習にあてる時間については、1年生は1時間から2時間、2年生は2時間、3年生は「ほとんど取れない」と回答し、「本法科大学院学生の司法試験の合格率を高めるためには何が必要と考えますか」という問に対し、3年生から「授業予習の負担を減らす」という回答も存在する。

このように、講義にのぞむことに手一杯で、受講後に、自主的に復習をして受講した内容を十分咀嚼したり、自分の弱点を補強するための独自の勉強時間を確保する時間的な余裕がない、という現象が多くの子生にあらわれていないかを再確認する必要もあるのではないだろうか。

② 現在の知識を確認したり、応用したりする訓練の場が十分か。

本や講義で学んだことは、多くの場合、それだけでは脆弱で頼りないものである。それを何かの形で外に表明し、他者からの批判に曝すことによって、自らの理解の誤りや不十分な点が是正されたり、他のことがらとの関連性も意識することができるようになるなどして、身に付いた確たる知識に高められる。試験で必要な知識は、こうした経験を幾度も繰り返すことによって鍛錬された身に付いた確たる知識であろう。こうした知識は、議論に参加したり、実際に答案などの文章の形で書いてみることで次第に獲得されるものである。

その意味で、自己評価書において「特定の課題について、学生が分析し、討論をする授業は、少人数であれば学習効果が上がる。本法科大学院の授業の履修者は最大で20名程度であり、前述の「法文書作成指導」や選択科目においては3～4名という規模で授業を行っている。そうした少人数の授業においては、ケース・スタディやディベートが効果的に行われている。」

(自己評価書第2章(5)(b))、「少人数の法科大学院であることのメリットを生かして、討論を中心とした授業の効率をいっそう上げるべきである。」

(自己評価書第2章(5)(c))との点は、正しい方向性を示しているものと評価できる。

そして、自己評価書の上記記載のとおり、日ごろの授業において、ケース・スタディやディベート、討論などが活発に行われているのであれば、活性化した議論の場が一定程度実現されていると思われる。しかし、現在のリモート形式の授業では、よほど工夫しないとその実現は難しいのではないだろうか。

また、学生アンケートの結果によれば、学生自身も、自主的な勉強会にはメリットがあることは認識しながら、実際に、学生だけの自主的な勉強会を行っているのはごく少数にとどまっているようである。その原因は、現在のコロナ禍の影響で学生同士が横の連絡を取りにくいこと、本法科大学院の在籍者が少数であることなどによるものと思われる。しかし、一部には現に自主的な勉強会を行っている者もあることから、工夫することによってこうした機会を増やす余地はあるものと考えられる。

加えて、本法科大学院の学生数が少ないことは、一人一人に目が届きやすいなどのメリットがある反面、学生間の刺激が少なくなりがちであるなどのデメリットにもつながりやすい（なお、自己評価書第2章(12)の記載からは、「学生間の学問的刺激を誘発する措置」の現状は判然としなかった）。学生間で自主的な勉強会などが行われることは、こうした点からも有益であるのではないだろうか。

一方、実際に書くことを通した鍛錬については、「法文書作成指導」「民事起案」などの科目が存在する。

しかし、これらの科目の内容は、契約書、準備書面、意見書などの作成が中心であって、前述した知識の鍛錬として書くこととは、その目的を異にしているから、これらだけで十分であるとは思われない。やはり、各講義科目の期末試験のような形の答案を何度も書き、それを添削指導する機会を設けることが効果的ではないだろうか。これは講義の内容を具体的な事実関係に当てはめて応用する力を涵養するものであるから、このような指導を行うことをもって司法試験予備校化しているというような批判は当たらないと考える。

エ 前項に述べた2つの点の改善は、学生の手持ち時間は限られていること、新型コロナウイルスの感染の予防の必要性は当面なくなるであろうこと、指導する教員側の負担を増すことなどを考えると、決して容易ではないものと思われる。

しかし、本法科大学院の当面する課題を克服するためには、一度は検討に値するものと考えられる。

(4) 自己評価書第2章及び8章のその他の点について

上記のほかには、特に意見はない。

3 成績評価及び修了認定（自己評価書第3章）

(1) 修了者の進路状況について（自己評価書第3章(4)）

本法科大学院の修了者に関する司法試験の問題点については、1及び2に記載したとおりである。ここでは、本法科大学院の修了しながら最終的に司法試験に合格できなかった者、司法試験を目指さないことにした者についてのみ触れる。

本法科大学院修了者の中には、本法科大学院の修了しながら最終的に司法試験に合格できなかった者、司法試験を目指さないことにした者は相当数存在するが、これらの者の就職を取り巻く環境は厳しいものと思われる。学生アンケートの中にも、司法試験に合格できなかったときの進路の不安を訴えるものがみられた。

自己評価書において「修了生の就職支援の必要性については認識しており、本法科大学院においても、就職支援担当者を置き、検討を行っている。」と記載されているが、このような立場の修了者が決して少数の例外的なものでない現状を踏まえれば、こうした者に対する就職支援態勢を整備することも、喫緊の課題であると考えられる。

- (2) 自己評価書第3章のその他の点について
特に意見はない。

4 学者選抜（自己評価書第4章）

- (1) 平成28年度以後の5年間をみても、入学者は、継続的に定員の3分の2を下回る状況が続いていることは、もともと定員自体が少ない本法科大学院にとっては深刻な問題である。本法科大学院の理念及び目的の実現のためには、優秀な資質を持ったが学生が競って入学してくるような状況が望ましいことはいうまでもない。

自己評価書の「本学としても、とりわけ法学既修者コースの入学者が募集人員を下回ってきた点については、優秀な入学者が切磋琢磨しあう機会を提供するという法科大学院の使命の一つを果たすことが困難となるなど弊害が大きいと、深刻な問題であると受け止めている」との受け止め（自己評価書第4章(3)(b)）は正当であると考えます。

そして、自己評価書は、「法科大学院のあり方からすれば、安易に合格水準を引き下げることができず、入学者の確保のためには、入学後の学生に対する教育に力を注ぐことが、結局のところ遠回りのようでもっとも適切な方策である」（自己評価書第4章(3)(c)）としている。合格判定の水準を下げて学生の質を低下させることは、より困難な問題を招来するだけであり、時間はかかっても、質の高い学生を誘引できるような客観的状況を実現することに力を注ぐことが相当であるから、この点の自己評価書の意見にも賛成である。

- (2) 自己評価書第4章のその他の点について
特に意見はない。

5 学生の支援態勢（自己評価書第5章）

- (1) 学生への経済的支援

様々な経済的支援制度が用意されており、評価できる。制度を継続的に維持するための財源確保は容易でないと思われるが、このレベルが維持されることを期待したい。

- (2) 学生の心身の健康維持及び安全・衛生への配慮

学生は、希望するとおりに司法試験に合格して法曹資格を得ることができるが常に不安な立場に置かれている。加えて、コロナ感染防止の必要からリモート授業が多くなり、自由な学生同士の横の交流も事実上制限されている現状では、孤独感や不安感はいっそう増しているものと思われる。

そうしたことから、現状においては、これまでよりも、よりいっそう学生の心身の健康維持への配慮を要するものと考えます。

- (3) 自己評価書第5章のその他の点について
特に意見はない。

6 教員組織（自己評価書第6章）

- (1) 理念・目的・教育課程との関連における教員組織の適切性（自己評価書第6章(1)）

自己評価書の「経験豊富で指導能力の高い教員が担当科目を指導する教員構成となっている」（自己評価書第6章(1)(b)）との評価に賛成である。

- (3) 教員の適切な役割分担と連携体制確保（自己評価書第6章(2)）

教員について、リモートでの授業では配付資料など講義のための事前準備の負担がかなりあるものと推認されるほか、限られた人員の中での各種用務に係る負担も大きいものと拝察できる。そのような中では、特に用務の合理化などによ

り、できる限り個々の教員の負担の軽減と公平化を図ることに努めるところが重要であり、自己評価書第6章(2)(c)の改善の方策に賛成である。

また、自己評価書には「大学院では認証評価などで教員の教育経験や指導能力、業績が厳格に審査されることも影響して、法科大学院の教員には比較的ベテランの人材が登用され、若手教員の採用が限定される傾向にある。このため、任務負担が増加する中で必要なマンパワーを確保していくという視点からは、比較的若手教員を積極的に採用するように努めていく必要がある。」（自己評価書6章(2)(b)）との記載があるが、現在のみならず将来を考えると、若手教員を採用して育成することは特に重要であり、実現に努める必要が大きいものとする。

(3) 教員による研究活動（自己評価書第6章(5)）

教員は、リモート授業が必要となり、いっそう負担が増していると思われるが、そのような中で本法科大学院の教員が自己評価書記載のような立派な成果を挙げておられることには心からの敬意を表す。研究者である教員が優れた研究成果を挙げることは、法科大学院にとって極めて重要な実績であり、その教えに接した学生にも自信と誇りを与え、大きな励みになると思われる。

(4) 自己評価書第6章のその他の点について

特に意見はない。

7 管理運営、社会への対応（自己評価書第7章、第9章）

特に意見はない。

2022年1月31日

学外委員による評価報告書

学習院大学法科大学院
教育課程連絡協議会学外委員
弁護士 大橋正春
(東啓綜合法律事務所)

第1 はじめに

1 評価の経緯及び資料

本評価報告書は、学習院大学法科大学院（以下「本法科大学院」という）法務研究科長の依頼に基づき、令和3年度学習院大学法科大学院教育課程連携協議会の学外委員として、法科大学院自己点検・評価委員会作成の2020（令和2）年度学習院大学法科大学院自己評価書に対するコメントを中心に作成したものである。

本法科大学院から事前に送付された上記自己評価書、令和3年度（2021年度）法科大学院履修要覧、2021年度法科大学院シラバス、外部評価報告書（2016年度実施）、学習院法科大学院ガイド VOL.15、パンフレット（学習院大学法科大学院2021）、本法科大学院修了生の司法試験合格に関するデータ及び令和3年12月14日訪問調査の際に実施された教員との面談（約50分）、川神裕教授の「民事訴訟法2」（オンライン）、高橋健教授の「刑事司法政策論」（対面）、神田秀樹教授の「商法2」（オンライン）の授業参観（各15分程度）及び配布された講義資料、模擬法廷教室・法学部経済学部図書センター・自習室等の見学、学外委員が本法科大学院に実施を依頼した学生アンケートの結果等を基礎資料として作成するものである。

なお、上記に加えてインターネット上で公開されている独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の平成30年度実施法科大学院認証評価評価報告書（学習院大学法科大学院法務研究科法務専攻）、法科大学院認証評価自己評価書（平成36年6月、学習院大学法科大学院法務研究科法務専攻）、法科大学院協会司法試験等検討委員会の令和2年度司法試験に関するアンケート調査結果に関する調査報告書、文部科学省高等教育専門教育課の法科大学院の機能強化構想について～令和3年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム診査結果～等を参照した。

2 総合評価

本法科大学院は、理念及び目的、設置科目とカリキュラム、教員の質及び数、施設、学生支援体制等のすべてにおいて、法科大学院に必要な要件を満たしていることは、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の「平成30年度実施法科大学院認証評価評価報告書」が示すところであり、この点は現時点でも同様に妥当するものとする。特に、本法科大学院が法科大学院制度の趣旨に忠実に具体的な制度を構築し実施してきていることは特筆すべきである。

問題は、法科大学院として満足すべき教育効果をあげているかである。教育効果につい

ては、短期的なものに限らず長期的な効果も重要であるが、ここでは短期的効果に絞って検討する。

短期的効果については司法試験の結果を指標としたい。司法試験の合格が法曹に不可欠なものであるだけでなく、その試験の内容は法科大学院教員の立場から見て適切と評価されており（法科大学院協会司法試験等検討委員会・令和2年度司法試験に関するアンケート調査結果に関する報告書）、また、本法科大学院は司法試験を、「法科大学院における教育の成果を確かめるための試験であり、自分の頭で事案を整理し、問題点を発見し、合理的で妥当な解決を導き出し、結論と根拠を的確に表現する能力を身につけているかどうかを試すものである。」と位置づけている（自己評価書2頁）のであるから、短期的効果の指標として司法試験の結果を使うことは、法科大学院が単なる司法試験の予備校ではないことと矛盾するものではない。

本法科大学院修了生の司法試験最終合格率は、年度により異動はあるが、11期生までは既修者については50%弱で推移しており、法曹養成機関としての最低限の機能を果たし、その限度で教育効果をあげていたということが出来る（未修者についても継続して合格者が出ていることも評価されよう）。しかし、12期以降の合格率は低下傾向にある。

更に、各期の合格者のうち修了1年目合格者の割合は、5期までは36.4%～54.2%の間に推移していたが、6期以降では変動はあるがおおむね20%以下となり、ゼロの期もある。その反対に3年目以降の合格者の割合が増加している。

要約すると、本法科大学院は、開校後数年間は修了者の50%弱が司法試験に合格し、そのうちの50%弱が修了1年目に合格していたが、その後全体の合格率は維持したものの修了1年目の合格者の割合は減少し、最近では、全体の合格率・修了1年目の合格率のいずれも低迷状態にある。

本法科大学院の教育体制・内容は開校以来大幅な変更はなく、開校後数年間はそれなりの教育効果を達成していたのであるから、最近の低迷の原因は学生の側の変化に関連すると考えざるを得ない。ただし、単に学生の能力の問題として捉えるのではなく、本法科大学院の教育体制・内容と学生の資質等とが適合していないことと捉え、学生の現状を前提にした教育内容の改訂、特に未修者・既修者を問わず入学直後の教育内容の改訂が必要と思われる。

この点については本法科大学院も十分に認識し、未修者1年次を対象とした法学入門演習1・2を開設するなどの改善に努めているので、その成果が期待される場所である。また、2016年のカリキュラム改革により、2年次・3年次の法律基本科目の増加が行われたが、上記の点からも適切なものであったと考える。

なお、自己評価書の項目には法科大学院の評価として必ずしも適切でない項目が含まれているように思われる。

第2 個別事項の評価

第1章 本法科大学院の理念及び目的

「国民のための司法の担い手として活躍することができる法曹の養成」「人権感覚、国際的視野のほか、高度な専門的知識を備え、実務を的確にこなすことができる能力を身につけた法曹の育成」を目的とし、「教育課程においては、企業法務から一般民事、刑事事件に至る幅広い領域で活躍することが期待でき、また、弁護士、裁判官、検察官のいずれとしてもその職責と十分に果たすことができるオールラウンドな能力の涵養に力点を置いてきた」、「法的思考力を鍛え、書く力、話す力を身につけることが重要であるとの観点から、教育を実施」との本法科大学院の理念・目的・教育目標及び在学生に対し「法科大学院が単なる司法試験の予備校ではなく、法曹養成のための高度な法学専門教育を施す場であることを、繰り返し機会を捉えて周知徹底している。」ことは、法科大学院制度の趣旨に合致するもので適切であると評価できる。

ただ、上に述べる優れた法曹の育成は、法科大学院、司法修習、OJT 及び継続教育を通じてなされるものであり、法科大学院教育は次のステップである司法修習を実効的に履践するために必要な知識・技能を習得させることにあることを確認しておくことも「教え過ぎ」を避けるためには必要であろう。

また、改めて指摘するまでもないであろうが、司法試験の予備校でないことを強調することで、法科大学院教育と司法試験の連続性についての認識が希薄になることには注意が必要である。

「法的思考力」とは何かについて、教員間で共通認識を持ち、それが学生に伝わっているかについて、改めて確認しておくことも必要であろう。

第2章 教育の内容及び方法

自己評価書の「教育の内容及び方法」の記述については、以下の点を除き特に指摘すべき事項はない。

「講義形式であれ演習形式であるかを問わず、双方向・多方向の授業が行われている」とされ、教員の努力がうかがえる。ただし、双方向・多方向授業は、言うは易く行うは難しく、その目的（一例として、法的な議論をする能力の獲得）を明確に意識した上で行わなければ、単なるクイズ番組と化してしまうおそれがある。本法科大学院の教員は、双方向・多方向授業の目的を十分理解して実施しているものと考えるが、知識の学習方法としては不効率なものであることから、学生にその目的を理解させることが重要である。また、オンラインによる授業における双方向・多方向の授業の実施については特有の問題があり、各教員が試行錯誤していることが窺われたが、その経験を共有する機会を設けることも必要であろう。

模擬裁判については、民事・刑事それぞれ科目が設置され、学生の負担を考慮し2単位としていることは適切といえる。模擬裁判は学生のモチベーションを高める上で重要な役割を果たす。ただ、模擬裁判は司法修習でも行われており、法科大学院での模擬裁判で習得すべきものが何かを教員が意識して指導内容を定め（シラバスによれば教

員の努力は認められる)、学生に理解させることが重要である。たとえば、法科大学院で尋問技術を教える必要性は乏しい。

「(5) カリキュラムにおけるケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目の割合について」との評価項目は、理論と実務の架橋を掲げ、その性質上当然に、ケース・スタディ、フィールドワーク等を含み、また双方向・多方向授業によってディベートを実施する法科大学院に関するものとしては適切なものと思われぬ。

「(9) 研究指導の適切性について」「(11) 指導教員による研究指導の充実度について」「(12) 教員間・学生間・その双方の学問的刺激を誘発する措置について」との各評価項目は、法科大学院に関するものとしては適切なものと思われぬ。

第3章 成績評価及び修了認定

自己評価書の「成績評価及び修了認定」の記述については、以下に述べる点を除いて特に指摘すべき事項はない。

標準年限修了率の低下の傾向は、成績評価が厳格に行われていることを示すが、同時に教育効果の低下を示すということでもある。

司法試験の合格率を指標とした短期的な教育効果に問題が生じていることは、総論において指摘したところである。その原因・対策について、実情を十分に把握していない外部者が軽々しく論ずべきものでないことは理解しているが、学外委員として評価を求められた者として敢えていくつかの点を指摘したい。

① 学生側の問題

- ・ 学生の意欲不足、荒々しさの欠如、ハングリー精神の欠如

2016年度実施の外部評価において、外部評価委員から、「面談した学生全体が醸し出す雰囲気も、覇気に欠けると評価される面がある。」「学生から、司法試験をハングリー・スポーツ的なものと捉えている雰囲気があまり感じられなかった。言い換えれば、闘争心、あるいは俗な表現をすれば『ギラギラした』ところが伝わってこなかったのは事実である。」との指摘がなされている。

今回は学生との面談の機会がなく、直接に雰囲気を感じることは出来なかった。

学生アンケートは、回答数が16通という少ないものであったが、ほとんどの者が、教員・法科大学院の現状に肯定的であり、法律の勉強を面白いと思い、授業のための予習復習をかなりの程度行っているという良い学生あり、性格の良さ(7人が他の学生をそう評価している)も考慮すると、前回の外部評価での印象が現在でも大きく変わっていないのではないかと推測される。

- ・ 司法試験についてあまりにも楽観的である

学生アンケートによれば、「法科大学院の授業を真面目に履修すれば司法試験に合格することは可能だと思いますか。」との問いに対して、「思う」と回答した者が9名、「人によるが自分ならできる」と回答した者が5名、「思わない」と回答した者が1名、無回答1名であった。学生の本法科大学院・教員に関する信頼度の高さは、

本法科大学院・教員のこれまでの努力の成果であり好ましい結果ということが出来る。しかし、本法科大学院の司法試験の合格率を前提にすると、こうした学生の回答は楽観的にすぎるのではないかと危惧される。司法試験に要求されるものと自分の実力について客観的な評価ができていないのではないかと疑問が生じる。

- ・ 法科大学院を修了することでどのようなことができるかについて具体的なイメージを持っていない

上に述べたことに関連するが、抽象的には、「法的思考力の習得」「think like a lawyer」などと言われ学生もそのようなことを述べるが、それが具体的にはどのような能力であるかのイメージが持てないでいるのではないかと思われる。法律問題（司法試験問題も具体例の一つ）を解決する場合に、法曹はどのような過程を踏み、その際にどのような能力が使われているかのイメージがないので、自分が現在やっていることの意味がつかめないでいるのではないか。

② 教員側の問題

- ・ 出来ない人のことが理解できていないのではないか

教員は元々能力が高い人達であり、法律に関する知識や技能を既に習得している。そのため、法律の初心者、基本的な能力が必ずしも高くない者、基礎的な訓練を十分に受けていない者が何に躓くのかを理解するのが困難となる。

- ・ 上に述べた本法科大学院の学生の資質等について理解し対策を立てることが十分に行われていないのではないか。

この点については、本法科大学院においても問題点を認識し、カリキュラムの改編等により対応しており、教員の説明によれば一部効果をあげているように思われる。今後も引き続き対応することが期待される。

- ・ 教え過ぎなのではないか

限られた授業時間内で当該科目の全領域をカバーすることは不可能であるが、良心的な教員であればあるほど全領域をカバーする必要があると考え、これを実践することが多い。その結果として、授業が上滑りなものとなる危険がある。こうした事実を考えた場合には、教え過ぎないとの工夫も必要なのではないか。

③ 法科大学院の問題

- ・ 知識の取得のためのシステムを検討する必要があるのではないか

教室では法的思考力（法的議論の仕方）の習得を中心に行い、法律知識の習得については、単に学生の自主努力に任せるのではなく、補助のシステムの導入を検討することも必要なのではないか。一部の教員が行っている、オンライン授業のために作成した録画資料を、学生に事前に視聴させた上で、同じテーマを実際の授業で講義するといったことも検討の余地があろう。

- ・ 修了レベル

法科大学院の短期的教育目的が司法試験合格程度の知識・技能の習得にあると

すれば、法科大学院修了については、司法試験合格程度の知識・技能を有することを試す試験が必要であるが、現在の試験はこうしたレベルを前提にしていないのではないかとの疑問が生じる。

司法試験に合格しなかった修了生に進路の検討を進めていることは適切であり、是非具体的なものとしていただきたい。

第4章 入学者選抜

自己評価書の「入学者選抜」の記述については特に指摘する事項はない。

法科大学院入学希望者が減少する中で、学力及び人格評価について一定のレベルに達した入学者を確保するための本法科大学院の努力は評価できる。2019年度で既習・未修のいずれについても志願者が増加していることも評価できる。

第5章 学生の支援体制

自己評価書の「学生の支援体制」の記述については特に指摘する事項はない。

本法科大学院の学生の支援体制の充実の特筆されるべきものである。

第6章 教員組織

自己評価書の「教員組織」の記述については特に指摘する事項はない。

第7章 管理運営

自己評価書の「管理運営」の記述については特に指摘する事項はない。

第8章 施設、設備及び図書館

自己評価書の「施設、設備及び図書館」の記述については特に指摘する事項はない。

その充実度は特筆されるべきものである。

第9章 社会への対応

自己評価書の「社会への対応」の記述については特に指摘する事項はない。

以上

2022年1月31日

評価結果報告書

学習院大学法科大学院
教育課程連携協議会委員
小早川 光郎

(後藤・安田記念東京都市研究所理事長)
(東京大学名誉教授・成蹊大学名誉教授)

<はじめに>

本報告書は、貴法科大学院教育課程連携協議会の学外委員の立場から、貴法科大学院（以下「本法科大学院」という。）の現状につき、「2020（令和2）年度学習院大学法科大学院自己評価書」（2021年3月発行。以下「自己評価書」という。）をはじめとする各種文書、昨年12月14日に実施した訪問調査の結果および昨年12月から本年1月にかけて実施した学生アンケートの結果を資料として、検討・評価を加え、その結果をまとめたものである。なお、検討・評価にあたって資料として用いた文書の主なものは、次のとおりである（本報告書の記述に係る自己評価書の部分についてはそのページ数を、また、それ以外の文書等についてはその名称を、それぞれ【 】で記す。文書等の名称は適宜略記することがある）。

- ①上記自己評価書
- ②「平成30年度実施法科大学院認証評価 評価報告書」（大学改革支援・学位授与機構、2019年3月）
- ③「外部評価報告書（2016年度実施）」
- ④「令和3年度（2021年度）法科大学院履修要覧」
- ⑤「2021年度法科大学院シラバス」
- ⑥学生数等（在籍者・退学者数、学生異動状況、司法試験受験・合格実績等）に関するデータ（2022年1月送付）
- ⑦「2020年度のコロナ対応策について」（2021年10月送付）
- ⑧学生アンケートの結果（2022年1月送付）

本報告書の記述は、おおむね上記自己評価書の構成に沿ったものとしている。ただし、記述する内容との関係で若干順序を入れ替えたところがある。また、全体として教育課程の編成および実施に直接関わる事項に重点を置くこととし、その関係で、自己評価書の章立てのうち、「学生の支援体制」の一部、「教員組織」、「管理運営」および「社会への対応」の部分は、本報告書における検討・評価の対象から除外した。

<理念・目的・教育目標とその実現状況>（自己評価書第1章関係）

本法科大学院の理念・目的および教育目標として掲げられているところ【1頁】は、必ずしも当該法科大学院としての独自性を強く打ち出しているとは言えないが、その内容自体はオーソドックスかつ健全なものと言える。

教育課程の考え方に関しては、「企業法務から一般民事、刑事事件に至る幅広い領域で活躍することが期待でき、また、弁護士、裁判官、検察官のいずれとしてもその職責を十分に果たすことができるオールラウンドな能力の涵養」に力点を置いてきた【1頁】とされて

おり、これもやはりオーソドックスな考え方であるとも言える。ただ、若干の分かりにくさがあるようにも思われる。この記述が、すべての学生をいわば「何でも出来る万能の法曹を育てる」ことを目指すという趣旨であるとする、それは果たして現実的であるか、疑問も生じうるところであろう。あるいは、そうではなく、「どのような領域へも能力を伸ばしていくための十分な基礎となる素養」なり、「弁護士、裁判官、検察官のいずれか一つに偏らない、そのいずれについても十分な基礎となる素養」なりを、幅広い内容の教育を行うことによって修得させる、というような趣旨かとも考えられる。文章表現の問題かもしれないが、この箇所は少し整理する余地があるように思われる。

本法科大学院の理念・目的および教育目標は、上述のとおりオーソドックスかつ健全なものである。それについて、学生や入学希望者やそのほか本法科大学院に関心を持つ人々（あるいは、持ってほしい人々）に理解を深めてもらうことは、法曹志望者全般および法科大学院出願者の数が低迷している現在、本法科大学院にとってのみならず、法曹養成システム全体の観点からも重要である。ホームページによる周知、入試説明会での説明等々の地道な取組み【1～2頁】を持続させていくことが望まれる。また、在学中の学生に対して、当該法科大学院の理念等についての自覚的な理解を深めるよう促すこと【2頁】も、たいへん重要である。そのような自覚を備えた相当数の「学習院出身法曹」の活躍が、本法科大学院への、また、法曹全体への、社会からの信頼と評価につながることを期待したい。

一般に法科大学院は、社会が必要とする良質な法曹の供給にそれぞれの規模に応じて寄与することをその役割とするものであり、学生の受入れ・課程修了の状況と司法試験の実績は、法科大学院としてのそのような役割がどれだけ果されているかという意味において重要な指標である。学生の受入れの状況（学生数・定員充足率の問題）については後に触れるが、修了の状況に関して言えば、未修コース入学者のうち修了に至る者の数が退学する者の数を下回っていること【学生数等データ】が目につく。司法試験の実績に関しては、本法科大学院自身の認識としても、合格者数および合格率は満足すべきものでないとされている【2頁、20頁】。特に、2019年以降がそうであり、なかでも、未修コース出身の受験者数・合格者数・合格率がいずれも顕著に減少していることや、2019年～2021年の合格者総数16人のうち未修コース出身が2名のみであること【学生数等データ】は、上述の修了・退学の割合の問題とともに、法曹育成機関としての法科大学院に本来期待されていたところにてらしてかなり残念なことではある。

<教育の内容・方法・成績評価等>（自己評価書第2章、第3章（1）～（3）関係）

本法科大学院が定める進級・修了のための要件としては、①各科目群のバランスのとれた単位修得、②不可科目の扱いおよびGPA要件、③進級・修了できなかった場合の単位修得の認否に関するルール、④第1年次からの進級の要件としての共通到達度確認試験成績に関する事項、⑤第2年次からの進級の要件としてのGPA等に関する事項の、5種類のものがあり、そのうち①②③⑤の内容【17～18頁】は、それぞれ適切に構成されている。また、④の共通到達度確認試験成績を進級判定に用いるにあたっては本法科大学院での学修進捗度に応じた使い方をするなどのきめ細かい運用がされており【13頁、17～18頁】、適切であると言える。

進級・修了のための要件はこれまで何度か変更があり、進級要件については、近年はやや緩和の方向での変更がされていて現在の要件はおおむね妥当であるとされている【14～15頁】。この点に関して、学生の修了年度ごと（2015～2019年度）の標準修業年限修了率の

数字【14頁】が、進級要件が緩和された最近の年度でも必ずしも高いものではなく、特に法学未修者についてはかなり低い（60.0%～33.3%）ことが認められる。このことは、その数字が進級・修了の難易の程度と相関しているとすれば、本法科大学院において成績評価および進級・修了判定が厳格に行われていることを示すものと考えられ、評価できる。

科目・科目群ごとの問題としては、まず、法学未修者・既修者の双方についてそれぞれ法律基本科目の理解・修得が十分でなく、法律基本科目の教育の強化を目的とした2014年カリキュラム改革によってもその点は克服されていないとのことのようなものである【8頁】。そうだとすれば、それは是非とも対処を要する。修了に必要な選択科目履修に関しての法律基本科目の選択上限を、2019年度以降廃止したこと【15～16頁、履修要覧】は、そのような状況への対処としてなされたものと考えられる（なお、2020年度以降逐次のカリキュラム改定においても法律基本科目の選択上限廃止に関しては変更はない、履修要覧参照）。この措置は、バランスのとれた幅広い科目履修を求める観点からは議論の余地がありうるとしても、背に腹は代えられない状況下での政策的判断として理解することができる。いずれにしても、法律基本科目の教育課程のあり方（および、それとの関係における教育課程全体のあり方）の問題は、今後も引き続き重要な検討課題であり続けるものと思われる。

個々の学生の学修状況・到達段階に即した個別指導という点に関して言えば、「法学入門演習」や、従来の「法文書作成指導」とそれに代わる「民事起案」「刑事起案」【3頁】は、いずれも、そのような個別指導の側面を強く持つものと考えられる。カリキュラムにおいて設定されたそれぞれの科目の固有の目的が見失われることはあってはならないが、科目の種類に応じ、それを個々の学生の状況に即した個別指導の場としても活用することは、法科大学院教育の本来の趣旨に反するものではないであろう。

一般的に言って、法曹志望者が思うように増加しない状況のもとで、それでもなお、社会が必要とする質と量の法曹育成の責任を負っている各法科大学院としては、教育課程編成においても、また、個々の授業運営においても、将来有望な法曹志望者に教育を通じて何とか力を伸ばしてもらおうように工夫を凝らし努力を重ねていくことが求められるのである。

シラバスについては、特に問題は認められない。

FD活動に関しては、FD委員会のシステムが、学生全般のあるいは個別学生の学修状況や、コロナ下での授業運営の方法なども含めて、教員相互間の情報共有・意見交換の手段として有効に機能していることが窺える【10～11頁、34頁、「コロナ対応策」、訪問調査時の教員面談】。今後も、一方ではある程度の計画性を伴った運用が、他方では各教員の自発的・能動的な参加を引き出すような柔軟な運用が、それぞれ望まれるところであろう。

訪問調査の際には、「民事訴訟法2」（オンライン）、「刑事司法政策論」（対面）、「商法2」（オンライン）の各授業を参観させていただいた。いずれも、資料の作成を含めて教員の入念な準備にもとづく円滑な授業進行が印象的であった。学生側について言えば、アンケートへの回答で本法科大学院の良いところとして「質問しやすいこと」を挙げる者が多かった割には、授業中の教員への質問とか教員からの質問への対応とかがさほど積極的でないと感想を持った。これについての一つの解釈としては、本法科大学院の学生に限らない一般的な傾向であろうが、「教員の指導に寄りかかりたい、しかも、自分から目立つことはしたくない」という傾向があり、それが、質問しやすい環境は高く評価する一方でその環境を自分でフルに活用するところまではいかないという結果につながっている可能性がある。しかし、法曹への第一歩として司法試験合格を真剣に目指すのであれば、そのよう

に構えてはられないはずである。いかにして学生の真剣さを呼び覚ますかが、一つの課題であるように思われる。

<入学者の募集・選抜・学生数確保>（自己評価書第4章関係）

募集人員、既修者コース・未修者コースの区分等に関しては、特に指摘すべき点はない。

入学者選抜についてとられている方法【22～23頁】は、適切と思われる。2018年から入学者選抜を厳格化し、その結果、入学者のレベルが上昇したとのことであり【訪問調査時の教員面談】、そうであれば、そのことは適切である。入試の回数を5回行っていること【23頁】は、入学者数の確保のためにやむをえないとの判断であろうが、問題作成等を含めてきめの細かい入念かつ厳格な入学者選抜の業務執行を維持できるか、教職員にとって過大な負担とならないかが、多少気になるところである。

在籍学生数は定員を大幅に下回っており、入学定員充足率は、ここ数年やや上昇が見られるが、いずれにしても50%前後である【24～25頁、学生数等データ】。この問題に関しては、2018年度に行われた認証評価でも、入学定員の見直しや入試の複数回実施等を含む取り組みの努力が認められるとしつつ、入学者選抜における競争倍率が2倍を下回らないよう留意すべきこと、入学者数が所定の入学定員と乖離しないための改善措置を講ずべきことが、指摘事項として挙げられていた【認証評価報告書】。ただし、このうちの入試競争倍率に関しては、2017年度から2019年度にかけて志願者数の増加等により倍率がやや上昇している【自己評価書25頁】。

このような状況についての改善の道筋は、一つには、他法科大学院あるいは予備試験ルートとの競争関係において比較優位を獲得するよう努めることであり、そのための方策としてあれこれ考えられる中での王道が、「入学後の学生に対する教育に力を注ぐこと」であるのは、自己評価書で述べられているとおりである。もう一つの考え方としては、定員充足率問題の根本原因が全体としての法曹志望者数の低迷にあることからすれば、司法改革の理念に即して職業としての法曹の魅力を増大させるような国の政策が何よりも期待されるころではあるが、各法科大学院としても、入試説明会等による良質な法曹志望者の掘り起し【1頁】に努めることがやはり重要だということになる。

入学者中で社会人経験者が5割程度を占めること【24頁】は、妥当と評価できる。今後も、適切な情報提供等を含め、社会人からの入学志願者の掘り起しに努めることが望ましい。

なお、西南学院大学法学部との間で法曹養成連携協定を締結し（2019年度末）、それに伴っていわゆる法曹コース卒業予定者を対象とする入学試験を2022年度入試から実施するとのことである【23頁】。この連携の取り組みについては、その重要性に鑑みて、これを確実に実行し、実行状況を的確に把握・評価し、今後の有効な展開につなげていくことが期待される。

<在学学生・修了生のための受験・就職支援>（自己評価書第3章(4)、第5章(4)関係）

在学学生・修了生の司法試験受験支援策としては、他法科大学院でも類似の取り組みの見られるものではあるが、修了生のための法務研修生・法務研究生の制度、修了生と在学学生の双方を通じての模擬試験受験料補助、本法科大学院修了弁護士が法務研究所において行う指導などが挙げられている【18～19頁】。修了生法曹の人たちから緊密な指導を受けることは、

受験を控えた学生・修了生にとって短期的にもたいへん有益であり、また、合格後のキャリア・人生の支えともなりうるものでもある。

修了生法曹による指導の具体的な態様は資料には示されていないが、たとえば、正規の教育課程での学修を前提として種々の事案に関する起案とそれについての添削指導を繰り返し行うことは、学生・研究生等が学修した内容を深く理解し真に自らのものとするために、あるいはさらに、法的思考能力そのものを磨くためにも、有益である。また、そのような勉強そのものの指導だけでなく、勉強の方法に関する指導も重要であろう。ちなみに、学生だけの自主的な勉強会を行っている者は少数のようであり【学生アンケート結果】、自分だけでやり方を考えながら勉強する学生も多いのではないかとも思われるが、そうであればなおさら、司法試験合格から年数の経っていない先輩による、自らの体験にもとづく勉強方法の指導は、大きな効果をもたらすことが期待できよう。

司法試験合格者への対応として、実務家教員と修了生法曹による修習・就職についての合格者セミナーを実施していること【20頁】は、学生に対する当法科大学院の親身な姿勢を示すものとして評価できる。

司法試験に合格できず、あるいは何らかの事情により受験していない修了生に対して、法科大学院がいかなる支援をなしうるか、また、なすべきであるかは、難しい問題である。受験の意思を持ち続けている者に対しては、一般論としては、(法務研修生・研究生でない者も含めて)受験可能期間中は必要な支援を提供する姿勢が望ましいところであり、また、進路を変更しあるいは変更を考えている修了生に対しても、法科大学院として何もしなくてよいかということとは問題となる。しかし、いずれにしても、実際問題としては状況把握自体がかなり難しいというのが実情ではないかと思われ、本法科大学院においても対応に悩んでいる様子が窺われる【20～21頁】。

これに対し、在学中の学生の進路問題に関しては、修了生の場合とは異なる面がある。本法科大学院においては、在学生に対して法曹以外の選択肢を含めた進路選択の機会を与えることの重要性も認識されており、実際にその趣旨での説明会等も実施されている【21頁、30～31頁】。このことは、教育機関としての法科大学院の責任を自覚しているものとして評価することができる。

<施設・設備> (自己評価書第8章関係)

現在、法科大学院関係の施設は、講義室、演習室、模擬法廷教室、自習室等々、ほぼすべてが中央教育研究棟に集中し、使い勝手が良い。図書に関しての主要な施設である法経図書センターは、中央教育研究棟とは別棟であるが隣接していて不便というほどではなく、また、法学部・経済学部等の学生との共同利用施設ではあるが、自習席等、法科大学院学生や法務研修生・研究生が落ち着いて自習できるような配慮がされている(施設見学時には、コロナ禍のため平常時の利用実態に触れることはできなかったが)。図書・資料に関しては、そのほか、中央教育研究棟にも学生図書室・判例文献等資料室が設置されている。中央教育研究棟の自習室は基本的に7時から23時までの利用が確保されている【以上、41～43頁】。以上については、コロナ禍のため、訪問調査において平常時の利用実態に十分触れることはできなかったが、それでも、施設・設備が充実していることは見て取れるところである。

令和4年3月3日 教育課程連携協議会 議事概要

- 議題1 訪問調査についての各委員からの報告
- 議題2 委員報告質疑応答

市村委員より、以下のような指摘がなされ、また以下のような質疑応答がなされた。

- ・法科大学院としてやるべきことはやっている。問題は、学生の側で十分受け止めて、咀嚼できる体制ができているかである。
- ・問題点として、予習に時間が取られすぎて、復習に十分な時間が取れていないのではないか。
- ・コロナの影響もあり学生間の横のつながりが足りていない。
- ・外部の学生と競争するには、外からの刺激が必要ではないか。
- ・設備等については、これ以上やれることはないところまでやっている。
- ・4年スパンに変更し、4年かければ必ず合格するのだというようなプランを立てて、公表するのも対外的なPRとなるのではないか。

Q. 復習に十分な時間を取れていないとの問題を解決する具体的な方法につき何かお考えがあればご教示いただきたい。

A. 十分に理解できていないことを反省させる機会を多く持つことが重要であり、たとえば、小テストの頻度を上げて行う、間隔をあけて行うといったことが考えられる。

続いて、大橋委員より、以下のような指摘がなされ、また以下のような質疑応答がなされた。

- ・総合的には良い評価を与えられると考えている。
- ・制度的なものや設備についての問題はないが、教育効果が十分に上がっていないことに問題があるのではないか。
- ・開設時は、相応の合格者を出していたが、学生の質が変わったからなのか、ここ数年は合格者数が少ない。ただし、学生の質が悪いから教育効果が出せないのであれば、教育機関としては成り立たない。
- ・予習をどうさせるのかが問題であり、予習の仕方に工夫の余地があるのではないか。リモート授業が増え、授業を録画することが多くなっているが、今の学生は、映像を見る方が馴染むので、予め映像を見させて授業に参加させるようにするといった工夫が必要ではないか。
- ・学生側の問題として、殆どの学生は、法律の勉強を面白いと考えており、教員を信頼しているが、十分に成果が上がっていない。学生に足りないのは、荒々しさやハングリー精神ではないかと感じる。
- ・教員側の問題として、出来ない学生のことが理解できていないのではないか。私は若い頃泳げなかったが、泳げない人にどう指導するのか、教科書が分からない学生にどう理解させ

るのかといったことから考えることが重要である。

Q. ハングリー精神といったものが学生間で共有されるようにすることは難しいと思う。関連してお考えをもう少しご教示いただきたい。

A. アンケート調査の結果を見ると、素直でいい学生が多いと思われるが、授業をひっかき回すような学生はいないのではないかと。少し異質な学生を入学させるといったことを検討する余地がある。また、他大学の学生との関係も重要であり、ある法科大学院生が一橋大学の法科大学院に行ったときに、食事をしながら法律の議論をしている風景を見て驚いていたが、そのような刺激を受けることも必要だと思われる。

続いて、小早川委員より、以下のような指摘がなされ、また以下のような質疑応答がなされた。

- ・司法試験の合格実績が芳しくないことは認めざるを得ない。
- ・アンケート調査の結果を見ると、真面目で素直な学生が多い印象を持った。「荒々しさ」に欠けるというのは同感である。
- ・先生方が優秀で親切であることに学生があまえているところがあるのではないかと。
- ・先生の方が学生との距離がありすぎるのではと感じる。
- ・OB、OGの方、司法試験合格から年数の経っていない方で合格に導きたいと考えている人の力をかりることが大事になってくる。以前勤めていた大学では、若手弁護士の方が授業の復習に重点を置いた指導を行っており、短期的にも効果があったように思う。指導を受けた学生が合格したら、次は、自分がその役割を果たそうと考えるようになり、好循環が生まれることになる。

Q. 未修者の実力があまり伸びていないとの指摘があり、対策の検討を始めたところである。未修者コースの入学者の選考は、書類審査と小論文試験で行っているが、優秀な人を十分に見分けられているかどうかについて自信がない。こういったやり方をしてはどうか、こういった点を重視してはどうかといった助言をいただければ有難い。

A. これといったアイデアがあるわけではないが、以前、勤めていた大学では、志願者の大半は社会人であり、未修者コースから受験してくる者もいたが、体系的な素養がなくても、例えば、今、やっている仕事が研究開発であれば、知的財産権等の法律の理解が必要になるので、そこから分野を広げていくというようなことはあった。やはり、本人のやる気が最も重要になってくるのではないかと。

これを受けて、若松委員より、以下の意見が述べられた。

- ・細かく正確な分析をいただいたことに感謝する。
- ・ご指摘のとおり、先生方が偉すぎるというものもあり、実際の距離は近く見えるが、心理的な壁があり、分からなくても質問しづらい雰囲気があるように思える。また、横の連携強化

として、外部試験の受験を推奨しているが、自分の実力が分かってしまうのを恐れてなのか、なかなか受験者数が増えない。これから、OB、OG に横の繋がりを作ってもらうよう協力を依頼し、成果を出していきたいと考えている。

さらに、市村委員より以下の意見が示された。

- ・コロナ対応を含めて教員が大変多忙ではないか懸念される。多くの方が研究時間を犠牲にしている状況が長く続くことは好ましくないと考えている。研究者の方々には長いスパンで仕事をしていただく。雑務を簡略化することを徹底していただきたい。
- ・若手研究者の登用が難しくなっている。世代交代として循環をする仕組みを考えてほしい。

最後に、小早川委員より以下の意見が示された。

- ・副手制度は良い制度と思うが、同感である。また、法学部との連携も緊密にしていきたい。

●議題3 令和4年度カリキュラムについて

令和4年度カリキュラムの変更点についての説明がなされた。

●議題4 その他 今後の進め方

今年度中に報告書としてまとめた旨説明がなされた。